

## 診療・検査医療機関が算定の二類感染症患者入院診療加算(250点・500点)が延長

- ①「診療・検査医療機関（県のHPで公表）」が、新型コロナウイルス感染症疑いの患者に対し、必要な感染予防策を講じて外来診療を実施した場合に算定する「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）（250点）」は、3月末までの時限措置が延長され、今年7月31日まで算定できることとされました。
- ②自宅・宿泊療養中の新型コロナ陽性患者に対して、2月17日以降の「まん延防止等重点措置」期間に、電話や情報通信機器で診療した場合であって、保健所等から健康観察の委託を受けている医療機関や愛知県の「診療・検査医療機関（県のHPで公表）」が算定する「二類感染症患者入院診療加算（電話等診療・臨取）（重点措置）（500点）」は、3月21日の「まん延防止等重点措置」解除後も今年4月30日まで算定できることとされました。

## PCR検査(委託)の検査点数、激変緩和措置として更に2段階で引き下げ

4月1日以降、新型コロナウイルス感染症検査「SARS-CoV-2 核酸検出」と「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」の検査委託時の点数が700点に引き下げられる予定でしたが、激変緩和措置として、以下のように2段階（4/1・7/1）で引き下げられますのでご注意ください。

検査項目		3/31まで	4月1日～6月末まで	7月1日以降
SARS-CoV-2 核酸検出	(委託)	1,350点	<b>850点</b> (請求コード:160229450)	<b>700点</b>
	(委託以外)	700点(請求コード:160229550)		
SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸同時検出	(委託)	1,350点	<b>850点</b> (請求コード:160229650)	<b>700点</b>
	(委託以外)	700点(請求コード:160229750)		
SARS-CoV-2 抗原検出(定性)		300点(請求コード:160229850)		
SARS-CoV-2 抗原検出(定量)		560点(請求コード:160229950)		
SARS-CoV-2・インフルエンザ ウイルス抗原 同時検出(定性)		420点(請求コード:160230050)		

※4月1日以降、乳幼児感染予防策加算(50点)は算定できなくなります。